

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、周南市小学校普通教室空調設備整備事業に係る事業契約の内容を公表する。

令和2年2月14日

周南市長 藤井 律子

記

1. 公共施設等の名称及び立地

No.	学校名	所在地	対象教室数（更新含む）				計
			通常学級	特別支援学級	少人数教室等	通級指導教室	
1	徳山小学校	毛利町 1-1	21	4	3	7	35
2	遠石小学校	遠石 1-3-48	14	2	2	0	18
3	今宿小学校	今住町 1-40	15	2	0	0	17
4	久米小学校	久米 3417	14	4	2	0	20
5	菊川小学校	下上 80-1	17	2	1	0	20
6	櫛浜小学校	栗屋 860	12	1	2	0	15
7	夜市小学校	夜市 730	6	2	1	0	9
8	戸田小学校	戸田 2527-2	6	2	1	0	9
9	湯野小学校	湯野 3843	4	2	1	0	7
10	岐山小学校	徳山 5673	17	2	2	0	21
11	須磨小学校	須万 2581	3	1	0	0	4
12	沼城小学校	須々万本郷 514	10	2	0	0	12
13	周陽小学校	周陽 1-15-1	8	2	1	0	11
14	桜木小学校	桜木 1-11-1	13	2	1	0	16
15	秋月小学校	秋月 1-1-50	12	4	1	0	17
16	富田東小学校	桶川町 2-1	21	2	2	5	30
17	富田西小学校	富田 2-14-1	19	3	0	0	22
18	福川小学校	福川 3-2-1	7	1	1	0	9
19	和田小学校	埴 212-1	4	1	1	0	6
20	福川南小学校	中畷 6-1	8	2	1	0	11
21	三丘小学校	小松原 1242	5	1	1	0	7
22	高水小学校	樋口 288	6	1	1	0	8
23	勝間小学校	勝間ヶ丘 1-1-1	14	3	1	0	18
24	大河内小学校	大河内 1115-1	6	1	1	0	8
25	鹿野小学校	鹿野上 3054-1	6	2	1	0	9
合計			268	51	28	12	359

2. 選定事業者の商号及び名称

山口県周南市代々木通り2丁目12番地
PFI 学校空調周南株式会社
代表取締役 中田 裕介

3. 公共施設等の整備等の内容

【周南市小学校普通教室空調設備整備事業 事業契約約款（抄）】

第5条（本事業の概要）

本事業は、事業実施場所についての設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び移設等業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

4. 契約期間

契約成立日の翌日（令和2年1月31日）から令和15年9月30日まで

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

【周南市小学校普通教室空調設備整備事業 事業契約約款（抄）】

第10章 契約の終了

第66条（事業者の債務不履行等による契約解除）

1 契約期間において、次の各号に掲げる事項が事業者が発生した場合は、市は、事業者に対して通知したうえで本事業契約を解除することができる。

(1) 事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(2) 事業者が、別紙2の日程表に記載された業務開始日を過ぎても業務を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足し得る合理的説明がなされないとき。

(3) 事業者の責めに帰すべき事由により別紙2の日程表に定める期間内に空調設備の工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。

(4) 事業者又は構成員のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者又は当該構成員の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者又は当該構成員の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。

(5) 事業者が、市に対して虚偽の報告を行ったとき。

(6) 事業者が、本事業契約に定める義務に違反し、市が第57条第2項及び第7項に定める改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告（なお、かかる勧告においては、事業者に対し、事業者を通じて相当の期間を定めて是正策の提出及び当該是正策の実施を求めることができる。）を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されなかったとき。

(7) 事業者又は構成員のいずれかが、基本協定書第7条第4項若しくは第5項の事由に該当するとき、又は本事業契約に関して重大な法令違反を行ったとき（談合等の不正行為により、独占禁止法、刑法等に違反した場合を含むが、これに限らない。）

(8)前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は事業者又は構成員のいずれかの財務状況の著しい悪化その他各構成員のいずれかの責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。

- 2 事業者から市に対する空調設備の引渡しの前に前項により本事業契約が解除された場合、市は事業者を指名停止等の措置を講じるものとし、事業者は、別紙 8 に定める空調設備の設計・施工・工事監理業務に係る対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第 75 条に基づく契約保証金を受領し、又は銀行等による保証債務の履行を受けた場合には当該受領金等を違約金に充当する。又、市は、空調設備の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を出来形部分の評価額（新たな事業者が出来形を引き継いで本事業を完了させるために市において要する一切の費用（事業者以外の者に発注することに要する手続費用を含む。）を、本業務に係る対価から控除した残額。）に相当する対価を支払って、出来形部分の引き渡しを受けることができ、当該出来形部分の評価額と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 3 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は空調設備の出来形部分の引き渡しを受ける場合には、当該出来形部分の評価額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 4 第 2 項の場合において、市が空調設備の出来形部分の引き渡しを受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、事業実施場所を原状回復したうえで市に引き渡さなければならない。事業者が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は事業者に代わって原状回復を行うことができ（ただし市はかかる義務を負わない。）、事業者はこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を事業者に求償することができる。
- 5 事業者から市に対する空調設備の引渡し後に、第 1 項により本事業契約が解除された場合、市は事業者を指名停止等の措置を講じるものとし、事業者は、空調設備の 1 年分の維持管理業務に係る対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%に相当する金額を違約金として支払う。この場合において、市が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 事業者から市に対する空調設備の引渡し後に、第 1 項により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係（空調設備の帰属を含むがこれに限らない。）は当該解除により影響を受けないものとする。
- 7 前各項の規定により事業者が違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合において、同一の事由により構成員が基本協定書により違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合には、その範囲で事業者の債務と構成員の債務とは連帯債務になるものとする。

第 67 条（市の債務不履行による契約解除）

1 契約期間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後 30 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。ただし、事業者から市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとする。

この場合、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用（事業者の責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を賠償する。

3 前条第 6 項の規定は、本条の解除に準用する。

第 68 条（対象校の統合等に伴う一部解除）

1 対象校の統合整備等がなされる場合において、第 53 条に基づき空調設備が別の対象校の普通教室等に移設されない場合、当該空調設備に関する本事業契約の一部について、市が解除するものとする。

2 前項に基づき、本事業契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市は、一部解除となった空調設備に関する解除後の維持管理業務に係る対価の支払いを免れる。

(2) 市は、事業者に対し、本事業契約の一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については、事業者と協議を行う。この場合において、事業者は、当該費用の内訳及びこれを証明する書類を添えて市に請求するものとする。

第 69 条（任意解除権の留保）

1 市は、理由のいかんを問わず、180 日以上前に事業者に対して通知したうえで、本事業契約を解除することができる。ただし、既に全ての空調設備が市に引渡し済みであるときは、市又は事業者が履行済みの部分については解除することができないものとし、市は、事業者に対し、第 59 条の規定に基づく設計・施工・工事監理業務に係る対価と第 60 条の規定に基づく維持管理業務に係る対価のうち履行済みの維持管理業務に係る対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

2 全ての空調設備が市に引き渡される前に、前項の規定に基づき本事業契約を解除した場合には、事業者は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえで、市に返還する。また、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

3 全ての空調設備が市に引き渡される前に、第 1 項の規定に基づき本事業契約が解除された

場合に、市が事業者に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業者に対し、当該出来高に応じた設計・施工・工事監理業務に係る対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

第 70 条（法令変更による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引き渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引き渡しを受けない場合、市は事業者に対して、事業実施場所の原状回復を求めることができる。
- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に事業者が第 1 項の解除までに要した費用の負担又は事業者が生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第 66 条第 6 項の規定は、本条の解除に準用する。

第 71 条（不可抗力による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引き渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引き渡しを受けない場合、市は事業者に対して、事業実施場所の原状回復を求めることができる。
- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に事業者が第 1 項の解除までに要した費用の負担又は事業者が生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第 66 条第 6 項の規定は、本条の解除に準用する。

6. その他内閣府令で定める事項

(1) 契約金額

¥1,179,381,753-

(うち消費税及び地方消費税 ¥106,407,885-)

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。その場合には、市と事業者の間で、当該内容について、書面による確認を行う。

(2) 契約終了時の措置に関する事項

【周南市小学校普通教室空調設備整備事業 事業契約約款 (抄)】

第72条 (事業関係終了に際しての処置)

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、事業実施場所又は空調設備に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置について、市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当な期間内に当該の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる(ただし、市はかかる義務を負わない)。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、又、市が当該処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、要求水準書に従って事業期間終了時の措置を行うとともに、市が空調設備を維持管理するために必要な資料を全て引き渡さなければならない。